No.277 2022/1/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

令和４年税制改正①～法人税

Q 昨年 12 月に令和４年の税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関する改正のポイントはなんでしょうか？

解説

今回の法人税に関する一番の改正は、賃上げ税制の強化です。このほか、交際費・少額資産の損金算入の制度などが２年間延長されます。

１． 人材確保等促進税制（賃上げ税制）

継続雇用者給与等支給額（改正前は新規雇用者給与等支給額）の対前年度増加率が３％以上の場合に、雇用者給与等支給増加額（改正前は新規雇用者給与等支給額）の 15％の税額控除ができるようになります。また、教育訓練費の対前年度増加率が 20％以上の場合は最大で 30％の税額控除ができるようになります。
適用時期は令和４年４月１日から開始する事業年度から適用されます。

２． 貸付資産の取得価額の損金算入の見直し

①一括償却資産の損金算入制度（取得価額 20 万円未満）、②中小企業者等の少額資産の取得価額の損金算入の特例（取得価額 30 万円未満）について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われる場合を除く）の用に供したものを除外します。（②の少額資産の取得価額の損金算入の特例については、適用期限も２年延長されます）

３． 交際費の損金不算入制度等の延長

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を２年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例と接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限が２年延長されます。

要するに…

今回の法人税に関する税制改正は、賃上げ税制の強化以外は大きな改正はありません。しかし、少額資産や交際費の損金算入の特例が２年延長されたのはうれしい改正です。